

限度額適用認定証の申請・更新

【入院や高額な外来診療を受けるとき】

国民健康保険加入者が、入院または高額な外来診療を受ける場合には、「限度額適用認定証」の交付を受け医療機関などに提示すると、窓口での支払いが高額療養費の自己負担限度額以内になります。

70歳未満の人で国保税の滞納がある世帯の人には、原則「限度額適用認定証」は交付できません（特別な事情がある場合は相談ください）が、市民税非課税世帯の場合には、入院中の食事が減額される「標準負担額減額認定証」は交付できます。

平成30年8月からは、70歳から74歳の人は市民税非課税世帯の人に加えて、課税所得が145万円以上690万円未満の人も限度額適用認定証の交付対象になります。

なお、認定証は申請日の前月以前の適用ができませんので、早めに申請してください。

◆申請に必要なもの

- ・ 認め印
- ・ 保険証
- ・ マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード
- ・ 直前に納めた国保税領収書（口座振替・特別徴収以外の人）



【有効期限が平成30年7月31日の認定証は更新の手続きをお願いします】

8月1日以降も、入院や高額な外来診療で認定証が必要な人は、更新の手続きをお願いします。更新期間は7月2日(月)から8月31日(金)までです。

手続き後、窓口で即日交付しますが、国保税の納付確認ができない場合や転入者で課税状況が不明などの場合は、8月中旬以降の郵送になることがあります。

更新の条件（70歳未満の人）

- ・ 8月1日現在で国保税の未納がない世帯の人（納付期限が7月31日(火)までの国保税）
- ・ 納付書で窓口納付の世帯の人は、7月中旬に納付書が届きますので、7月納期分を納付後に申請をお願いします。
- ・ 口座振替の世帯の人は、これまでの納付状況によっては、後日送付となる場合があります。

※平成29年分の市民税未申告の人は、上位所得世帯の限度額適用区分で交付することになりますので、必ず事前に申告をしてください。



国民年金

問合せ

国保ねんきん課（本庁仮設庁舎西棟1階）
年金事務所 国民年金課
☎ 334105
☎ 356143

国民年金保険料免除制度があります

病気や失業などの経済的な理由で保険料を納付することが困難な場合は、所得に応じて保険料の全額もしくは一部が免除になる保険料免除制度があります。

保険料免除や納付猶予、学生納付特例に該当すると、承認された期間（一部免除は残りの保険料を納付した期間）は、最後に受け取る老齢年金の受給資格期間の判定、障害年金や遺族年金などの納付要件を判定する際に、納付されたものとして取り扱われます。

保険料を未納のままにしておくと、老齢年金はもちろん、障害年金や遺族年金も受けられなくなることがあります。納付が困難な人は国保ねんきん課まで相談ください。

なお、免除された期間は、老齢年金の額を計算する際に、全額納めたときに比べて減額されますが、追納制度を利用すると、満額の年金額に近づけることができます。追納とは、免除を受けた期間の保険料を10年までさかのぼって納めることができる制度です。

平成30年度の国民年金保険料

月額 1万6340円

（平成30年7月現在）

| 免除の種類 | 所得判定対象者 | 納付すべき月額 ※1 |
|---------|------------|---------------|
| 全額免除 | 本人・配偶者・世帯主 | 0円 |
| 4分の3免除 | 本人・配偶者・世帯主 | 4,090円 |
| 半額免除 | 本人・配偶者・世帯主 | 8,170円 |
| 4分の1免除 | 本人・配偶者・世帯主 | 12,260円 |
| 納付猶予 ※2 | 本人・配偶者 | 0円 |
| 学生納付特例 | 本人 | 0円 |

※1 4分の3免除、半額免除、4分の1免除については、納付すべき月額を納めないと未納扱いになります。

※2 平成28年7月分から、対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大されました。